

# 金沢大学研士会会員個人情報管理規約

- 1 条 本会は、準会員から正会員への移行時あるいは特別会員の入会時に、金沢大学研士会会員個人情報管理方法について、当該の会員候補者から承諾を得なければならない。
- 2 条 会員個人情報とは、以下の項目を言う。
  - 1 氏名
  - 2 卒業学科名および修了専攻名
  - 3 卒業年および修了年
  - 4 自宅住所
  - 5 自宅電話番号または携帯電話番号
  - 6 自宅 E-mail address
  - 7 職場名称
  - 8 職場での地位
  - 9 職場住所
  - 10 職場電話番号
  - 11 職場 FAX 番号
  - 12 職場 E-mail address
  - 13 会費納入状況など金沢大学研士会との関係
- 3 条 会員個人情報は、「金沢大学研士会会員情報システム」と称するコンピュータ・データベースで管理される。
- 4 条 会員個人情報の管理は、担当の役員および専任職員が行う。
- 5 条 総会、地区総会、学科・学年別や職場別などの同窓会活動を行う場合には、該当する会員個人情報を本会から活動責任者に提供できる。
- 6 条 会員個人情報を扱う役員や専任職員および活動責任者は、会員個人情報が本会の活動目的以外に用いられたい、本会が利用を認可していない外部団体や個人に流出することがないよう機密保持に努めなければならない。
- 7 条 本会が発行する会員名簿は、本会が利用を認可した外部関係者および本会の会員だけが利用できるものであり、一般社会での流布や販売を禁ずる。
- 8 条 本会が発行する会員名簿の利用者は、本会会員の個人情報が本会の活動目的以外に用いられることが無いよう機密保持に努めなければならない。
- 9 条 会員は、会員名簿への個人情報の一部の記載については、項目別に記載の可否を申し立てることができる。

## 附 則

この規約の変更は、総会の議決による

平成18年6月17日施行

平成30年6月30日改訂